

●香川県選挙管理委員会告示第13号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和6年10月4日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
高松赤十字病院	略		高松赤十字病院	略	
社会福祉法人恩賜財団済 生会支部 香川県済生会 病院	略		高松市民病院塩江分院	高松市塩江町安原上東 <u>99-1</u>	<u>昭和27年9月26日</u>
略			社会福祉法人恩賜財団済 生会支部 香川県済生会 病院	略	
略			略		
2～6 略			2～6 略		